

精神障害者の保健及び福祉に関する科目を定める省令の一部を改正する省令（案）の概要について

1. 改正の趣旨

- 精神保健福祉士を取り巻く環境の変化に伴い、精神保健福祉士が果たす役割は、精神障害者に対する援助のみならず、精神障害等によって日常生活又は社会生活に支援を必要とする者や精神保健（メンタルヘルス）の課題を抱える者への援助へと拡大してきており、また、役割の拡大とともに精神保健福祉士の配置・就労状況も、医療、福祉、保健分野から、教育、司法、産業・労働分野へ拡大している。
- これを受け、今般、拡大する役割に的確に対応できる精神保健福祉士を養成するため、精神保健福祉士の養成カリキュラム等を見直し、精神障害者の保健及び福祉に関する科目を定める省令（平成23年文部科学省・厚生労働省令第3号。以下「科目省令」という。）の改正を行う。
- また、規制改革推進会議「行政手続部会取りまとめ」（平成29年3月29日規制改革推進会議行政手続部会決定）において、「各省庁は、「行政手続簡素化の3原則」及び「行政手続コスト削減に際し取り組むべき事項」を踏まえ、削減目標達成のための計画を策定し、行政手続コストの削減に向けた取組を進める。」とされたことから、科目省令に規定する実習演習科目の確認について、大学等が提出する書類の記載事項を削減する等、コスト削減を行うための所要の改正を行う。

2. 改正の概要

- ① 精神保健福祉士試験の受験資格として、精神保健福祉士法（平成9年法律第131号。以下「法」という。）第7条第1号及び第2号において修了することとされる文部科学省・厚生労働省令で定める精神障害者の保健及び福祉に関する科目（以下「指定科目」という。）及び精神障害者の保健及び福祉に関する基礎科目（以下「基礎科目」という。）について、次の表のとおり改正し、当該改正に伴い科目名の変更等、所要の改正を行う。

(表) 科目省令の規定における指定科目・基礎科目及び科目の時間数の変更点

| 現 行 | | | 改 正 後 | | |
|---|------|-------------|----------------|------|-------------|
| 指定科目 | 基礎科目 | 時間数 (時間) | 指定科目 | 基礎科目 | 時間数 (時間) |
| 1 次に掲げる科目のうち1科目 イ 人体の構造と機能及び疾病 ロ 心理学理論と心理的支援 ハ 社会理論と社会システム | ○ | | 1 医学概論 | ○ | |
| 2 現代社会と福祉 | ○ | | 2 心理学と心理的支援 | ○ | |
| 3 地域福祉の理論と方法 | ○ | | 3 社会学と社会システム | ○ | |
| 4 社会保障 | ○ | | 4 社会福祉の原理と政策 | ○ | |
| 5 低所得者に対する支援と生活保護制度 | ○ | | 5 地域福祉と包括的支援体制 | ○ | |
| 6 福祉行財政と福祉計画 | ○ | | 6 社会保障 | ○ | |
| 7 保健医療サービス | ○ | | 7 障害者福祉 | ○ | |

| | | | | | | | |
|----|---------------------|---|-----|----|--------------------|---|-----|
| 8 | 権利擁護と成年後見制度 | ○ | | 8 | 権利擁護を支える法制度 | ○ | |
| 9 | 障害者に対する支援と障害者自立支援制度 | ○ | | 9 | 刑事司法と福祉 | ○ | |
| 10 | 精神疾患とその治療 | | | 10 | 社会福祉調査の基礎 | ○ | |
| 11 | 精神保健の課題と支援 | | | 11 | 精神医学と精神医療 | | |
| 12 | 精神保健福祉相談援助の基盤(基礎) | ○ | | 12 | 現代の精神保健の課題と支援 | | |
| 13 | 精神保健福祉相談援助の基盤(専門) | | | 13 | ソーシャルワークの基盤と専門職 | ○ | |
| 14 | 精神保健福祉の理論と相談援助の展開 | | | 14 | 精神保健福祉の原理 | | |
| 15 | 精神保健福祉に関する制度とサービス | | | 15 | ソーシャルワークの理論と方法 | | |
| 16 | 精神障害者の生活支援システム | | | 16 | ソーシャルワークの理論と方法(専門) | | |
| 17 | 精神保健福祉援助演習(基礎) | ○ | 30 | 17 | 精神障害リハビリテーション論 | | |
| 18 | 精神保健福祉援助演習(専門) | | 60 | 18 | 精神保健福祉制度論 | | |
| 19 | 精神保健福祉援助実習指導 | | 90 | 19 | ソーシャルワーク演習 | ○ | 30 |
| 20 | 精神保健福祉援助実習 | | 210 | 20 | ソーシャルワーク演習(専門) | | 90 |
| | | | | 21 | ソーシャルワーク実習指導 | | 90 |
| | | | | 22 | ソーシャルワーク実習 | | 210 |

- ② 精神障害者の保健及び福祉に関する実習演習科目を教授する教員の要件について、科目名の変更等に伴う所要の改正を行う。
- ③ 指定科目を開設する大学等において、実習演習科目の確認の際に大学等が提出する書類の記載事項を一部省略する等、所要の改正を行う。
- ④ その他、条項ズレに伴う形式的な改正や、この省令の施行に当たり必要となる経過措置を定める等、所要の改正を行う。

3. 根拠条文

法第7条第1号及び第2号

4. 施行期日等

公布日：令和2年2月中旬（予定）

施行日：科目省令第3条及び第4条関係（2③関係） 公布の日

科目省令第1条関係（2④の一部関係） 令和2年4月1日

科目省令第1条及び第2条関係（2①、②及び④関係） 令和3年4月1日